

令和2年度第1回三重県社会福祉審議会資料

「三重県社会福祉審議会」について

P. 1～P. 16

資料 1

報告事項

(1) 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2021年度～2023年度」(中間案)について

(障がい福祉課) P. 17～P. 20

資料 2

(2) 「第2次三重県手話施策推進計画」(中間案)について

(障がい福祉課) P. 21～P. 24

資料 3

(3) 次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(中間案)について

(長寿介護課) P. 25～P. 30

資料 4

(4) ひきこもり対策の総合支援の推進について

(地域福祉課) P. 31～P. 32

資料 5

「三重県社会福祉審議会」について

- 設置根拠：社会福祉法第7条
- 審議内容：社会福祉に関する事項
 - ※社会福祉法第12条に基づき、三重県社会福祉審議会条例第2条において、「児童福祉に関する事項」についても審議することと定めている。
- 設置年月日：昭和39年4月1日
- 現委員の任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）
- 委員構成：20名
 - 社会福祉法第8条に基づき、都道府県の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、三重県知事が任命
- 委員長：委員の互選により選出
- 分科会及び部会：別表を参照
- 事務局：子ども・福祉総務課
- 主な議題
 - ・主な計画の策定や改定
 - ・新たな取組やその取組状況等
 - ・影響が大きいと見込まれる条例の制定
 - ・主な関係施策の概要
 - ・審議会要綱の改正や審議会の部会等の状況報告 等

令和元年度開催状況

■ 第1回（令和元年8月2日）

- 報告事項
 - (1) 「三重県地域福祉支援計画」（仮称）策定方針案について
 - (2) 「三重県再犯防止推進計画」（仮称）策定方針案について
 - (3) 民生委員・児童委員の一斉改選について
 - (4) 「三重県青少年健全育成条例」の改正について
 - (5) 「三重県子ども条例」に基づく施策の実施状況等の報告について
 - (6) 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について
 - (7) 「子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について
 - (8) 「子どもを虐待から守る条例」の改正について
 - (9) 「三重県社会的養育推進計画」の策定について
 - (10) 「三重県子どもの貧困対策計画」の改定について
 - (11) 「三重県第三期ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について
 - (12) 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の全面施行に伴う相談体制、紛争解決を図る体制の強化について

■ 第2回（令和2年2月4日）

◎審議事項

（1）三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について

○報告事項

（2）「三重県地域福祉支援計画」について

（3）「三重県再犯防止推進計画」について

（4）民生委員・児童委員の一斉改選について

（5）「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について

（6）「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」について

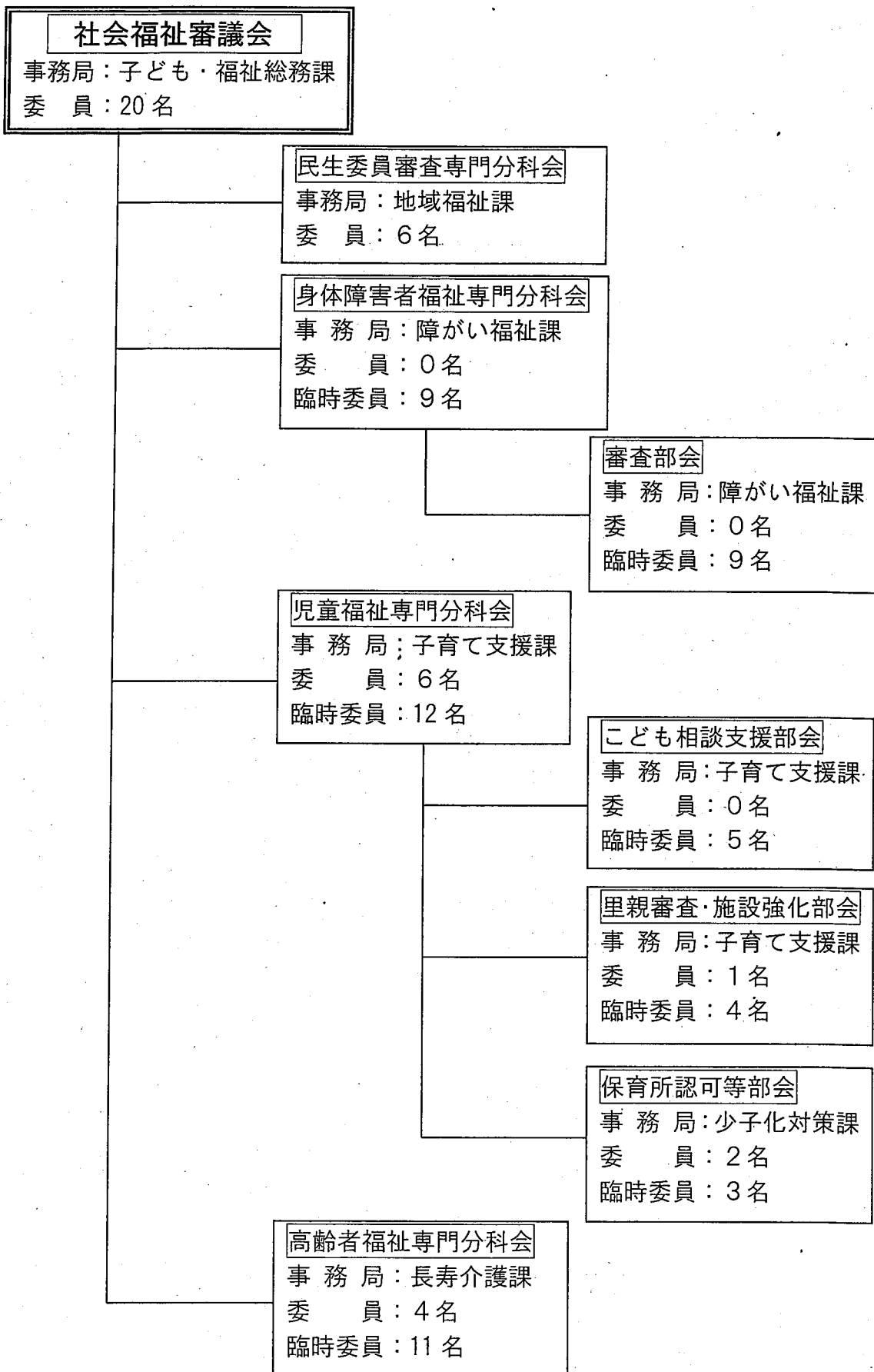
（7）「子どもを虐待から守る条例」について

（8）「三重県社会的養育推進計画」について

（9）「第二期三重県子どもの貧困対策計画」について

（10）「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」について

三重県社会福祉審議会 組織構成図



社会福祉審議会

令和2年12月16日現在

事務局：子ども・福祉総務課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

委員長：今後委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第7条

審議内容：社会福祉に関する事項

構成員名簿（委員20名）

※五十音順

氏名	区分	新任	職名
青山 弘忠	委員	○	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
安部 悦子	委員	○	UDうれしの代表
伊藤 卓也	委員	○	公募委員（三重県理学療法士会副会長・事務局長）
井村 正勝	委員		三重県社会福祉協議会会長
牛場 誠	委員	○	三重弁護士会推薦弁護士
鵜沼 憲晴	委員	○	皇學館大学現代日本社会学部教授
馬岡 晋	委員		三重県医師会副会長
奥野 英介	委員	○	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
加藤 隆	委員	○	三重県町村会副会長（木曾岬町長）
北村 香織	委員	○	三重短期大学生活科学科准教授
吉良 勇藏	委員	○	三重県老人クラブ連合会会長
小林 一也	委員	○	三重県小中学校長会（四日市市立浜田小学校長）
佐野 貴信	委員		みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長（サノプランニング代表取締役）
対馬 あさみ	委員	○	公募委員（三重こども食堂ネットワーク代表）
中村 欣一郎	委員	○	三重県市長会副会長（鳥羽市長）
西宮 勝子	委員		三重県看護協会会長
速水 正美	委員		三重県民生委員児童委員協議会会長
平井 俊圭	委員	○	三重県地域福祉活動推進協議会会長
藤井 滋子	委員		三重県自閉症協会ペアレントメンター
吉川 秀治	委員		三重県労働者福祉協議会理事長

民生委員審査専門分科会

令和2年12月16日現在

事務局：地域福祉課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

専門分科会長：今後委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名）

※五十音順

氏名	区分	職名
安部 悦子	委員	UDうれしの代表
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会会長
加藤 隆	委員	三重県町村会副会長（木曾岬町長）
奥野 英介	委員	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
平井 俊圭	委員	三重県地域福祉活動推進協議会会長

身体障害者福祉専門分科会

令和2年12月16日現在

事務局：障がい福祉課

任期：令和元年4月1日～令和4年3月31日（3年間）

専門分科会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

身体障害者福祉専門分科会審査部会

令和2年12月16日現在

事務局：障害者相談支援センター

任期：令和元年4月1日～令和4年3月31日（3年間）

審査部会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法施行令第3条

審議内容：

- ・身体障害者手帳認定の指定医師の指定の審議
- ・身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議
- ・自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定等に関する協議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

（構成員は身体障害者福祉専門分科会と同じ）

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

児童福祉専門分科会

令和2年12月16日現在

事務局：子育て支援課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

専門分科会長：松浦 直己

設置根拠：児童福祉法第8条第1項、社会福祉法第12条、
三重県社会福祉審議会条例第2条

審議内容：児童福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名、臨時委員12名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
小林 一也	委員	三重県小中学校長会（四日市市立浜田小学校長）
佐野 貴信	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長（サノプランニング代表取締役）
対馬 あさみ	委員	公募委員（三重こども食堂ネットワーク代表）
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
藤井 滋子	委員	三重県自閉症協会ペアレントメンター
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
北野 好美	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会理事長
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター事務局長
中井 健治	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松浦 直己	臨時委員	三重大学教育学部教授
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表
宮下 聡	臨時委員	国立病院機構榊原病院医長
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士

児童福祉専門分科会こども相談支援部会

令和2年12月16日現在

事務局：子育て支援課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

部会長：村瀬勝彦

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法に基づき、保護者・児童への訓戒・指導、里親・児童養護施設等への委託（保護者又は未成年後見人の意に反する場合を含む。）等の措置に係る審議
- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待死亡事例等の分析及び検証
- ・児童福祉法に基づき、被措置児童等の虐待に係る通告・届出の受理、県の対応方針等の審議

構成員名簿（臨時委員5名）

※五十音順

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
松岡 典子	臨時委員	NPO 法人 MC サポートセンターみっくみえ代表
宮下 聡	臨時委員	国立病院機構榊原病院医長
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士

児童福祉専門分科会里親審査・施設強化部会

令和2年12月16日現在

事務局：子育て支援課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

部会長：中井 健治

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法施行令第29条に基づく里親認定にあたっての意見
- ・三重県社会的養育推進計画の進行管理

構成員名簿（委員1名、臨時委員4名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター事務局長
中井 健治	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長

児童福祉専門分科会保育所認可等部会

令和2年12月16日現在

事務局：少子化対策課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

部会長：今後委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・ 保育所の設置認可のための意見聴取
- ・ 保育所の設備又は運営が条例の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき、保育所の事業の停止を命じるための意見聴取
- ・ 児童の福祉のため必要があると認めるとき、認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命じるための意見聴取

構成員名簿（委員2名、臨時委員3名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
小林 一也	委員	三重県小中学校長会（四日市市立浜田小学校長）
中井 健治	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松岡 典子	臨時委員	NPO 法人 MC サポートセンターみっくみえ代表

高齢者福祉専門分科会

令和2年12月16日現在

事務局：長寿介護課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

専門分科会長：馬岡 晋

設置根拠：社会福祉法第11条第2項、三重県社会福祉審議会要綱第2条の2

審議内容：高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議

構成員名簿（委員4名、臨時委員11名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
伊藤 卓也	委員	公募委員（三重県理学療法士会副会長・事務局長）
馬岡 晋	委員	三重県医師会副会長
吉良 勇藏	委員	三重県老人クラブ連合会会長
平井 俊圭	委員	三重県地域福祉活動推進協議会会長
明石 典男	臨時委員	三重県社会福祉協議会事務局次長・福祉研修人材部長
大井 智香子	臨時委員	皇學館大学現代日本社会学部准教授
河戸 義男	臨時委員	認知症の人と家族の会三重県支部副代表
近藤 辰比古	臨時委員	三重県老人福祉施設協会会長
櫻井 智美	臨時委員	三重県地域活動栄養士連絡協議会 会長
志田 幸雄	臨時委員	三重県病院協会理事
田中 彩子	臨時委員	三重県老人保健施設協会理事
谷 眞澄	臨時委員	三重県看護協会専務理事
玉田 浩一	臨時委員	三重県地域密着型サービス協議会 副代表理事
花井 裕子	臨時委員	三重県介護支援専門員協会副会長
羽根 司人	臨時委員	三重県歯科医師会副会長

令和元年度三重県社会福祉審議会各分科会・部会の開催結果について

三重県社会福祉審議会

民生委員審査専門分科会

1回開催

民生委員法に基づき、一斉改選に伴う民生委員・児童委員候補者の審査を行いました。

- ・一斉改選による審査・委嘱者数 4,002人

身体障害者福祉専門分科会

開催しませんでした。

審査部会

身体障害者福祉法等に基づく審査を行いました。

- ・身体障害者手帳に関する程度の審査 175件(25回)
- ・指定医師の指定に関する審査 42件(6回)

※()は部会開催回数

児童福祉専門分科会

3回開催

「三重県子どもの貧困対策計画」などについて審議・報告を行いました。

こども相談支援部会

15回開催

児童福祉法に基づき、児童相談所の措置事案等について審議を行いました。

- ・審議件数 16件、報告件数 12件

里親審査部会

3回開催

児童福祉法に基づき、里親申込者を認定するにあたり審査を行いました。

- ・認定件数：養育里親 34世帯、養子縁組里親 10世帯
親族里親 5世帯、専門里親 2世帯

保育所認可等部会

1回開催

保育所設置認可申請調書等について審議を行いました。

- ・審議件数 1件

高齢者福祉専門分科会

1回開催

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の進捗などについて審議・報告を行いました。

(1) 「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2021年度～2023年度—」 (中間案) について

1 プランの位置づけ

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性等を明らかにした計画です。

平成30年に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2018年度～2020年度—」(以下「現プラン」という。)は令和2年度末をもって終期を迎えることから、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2021年度～2023年度—」(以下「次期プラン」という。)を策定します。

このたび、三重県障害者施策推進協議会および三重県障害者自立支援協議会等の議論をふまえ、中間案をとりまとめました。(別冊1のとおり)

2 次期プラン策定のポイント

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、多様性を認め合い、生きがいや安心を実感できる共生社会づくりに向け各障がい者施策を推進します。

また、策定にあたっては、

- ①新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」に基づいた対策を実施すること
 - ②Society5.0で実現される社会を見据え、DX等を導入した取組(テレワークや遠隔手話等の移動を伴わない物理的接触を避けることによる感染防止対策等)を実施すること
 - ③全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)の開催および三重県障がい者芸術文化活動支援センター設置を契機とした社会参加の拡大を図ること
 - ④SDGsの視点を取り入れ、多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい共生社会づくりを進めること
- を基本とします。

3 次期プラン(中間案)の概要

第1章 総論

第1節 計画の基本的な考え方(別冊1 P1～8)

プランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」として策定します。

第2節 障がい者を取り巻く状況（別冊1 P9～49）

令和2年4月1日現在、県内の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が約72,000人、療育手帳所持者が約15,500人、精神障害者保健福祉手帳所持者が約15,000人で、合わせて約103,000人弱となっています。近年の推移をみると、身体障害者手帳所持者はゆるやかな減少傾向ですが、療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向がみられます。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり（別冊1 P50～64）

1 権利擁護の推進

障がい者に対する差別や偏見の意識が根強く残る中で、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容に伴い、障がい者の行動特性をもとにした新たな偏見が生じているともいわれる中、障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組めます。

また、手話通訳者等の派遣や点字図書の作成等により障がい者の情報保障を行うとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

さらに、障がい者虐待の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うため、障がい福祉従事者の権利擁護意識を醸成するとともに、市町への支援や事業所に対する指導等を行います。

2 障がいに対する理解の促進

障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校等において人権・福祉教育等を進めます。

また、関係団体や市町と連携した取組や地域住民や児童・生徒のボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。

なお、取組にあたっては、ICT等を活用するなど、新型コロナウイルス感染症対策への配慮や、DXの動向も把握しながら取組を進めます。

3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、移動支援や失語症者向け意思疎通支援者の養成等、障がいの状態に応じた活動支援や遠隔手話通訳サービス等のICT等を活用した支援を行うとともに、福祉用具の活用を促進します。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しめる環境づくりを進めます。

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり（別冊1 P65～76）

1 特別支援教育の充実

三重県特別支援教育推進基本計画等に基づき、障がいのある子どもたちが早期からの一貫した教育を受けられるよう、支援体制を充実するとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう、教員の特別支

援教育に関する専門性の向上を図ります。

2 就労の促進

ICTを活用したテレワーク導入等により、障がい者の一般就労の促進を図るとともに、ICTなどを活用して、事業所業務等における共同受注のマッチング強化等により福祉的就労への支援を行います。

また、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業分野における障がい者就労の促進に向けた取組の推進を図るなど多様な就労機会の確保に取り組みます。

3 スポーツ・芸術文化活動の推進

2021年に全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）を開催するとともに、障がい者へのスポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

また、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を中心に、ICT等を活用し、障がい者の芸術文化活動に対する支援や、アートサポーターの確保等により、自己の芸術的な能力の発揮にかかる機会の拡充に取り組みます。

第3節 安心を実感できる共生社会づくり（別冊1 P77～94）

1 地域移行・地域生活の支援の充実

グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保を図るとともに、相談支援体制強化に向けた基幹相談支援センターの設置および障がい者の生活を地域全体で支えるための地域生活支援拠点の整備を促進します。

また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた人材の育成や資質向上のほか、人材の確保やロボット等の導入による介護業務の負担軽減を図るなど、地域生活への移行の促進、地域生活の支援を進めます。

コロナ禍における障がい者支援を行う事業者に対する感染症対策の支援や、クラスター発生時等の広域協定に基づく支援を行います。

あわせて、社会的自立に向けた支援として、各種手当の支給等を適正かつ迅速に行います。

2 福祉と医療などが連携した支援の充実

障がいや疾患の早期発見および適切な早期対応を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、難病の患者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対しては、福祉、医療、保健、教育等が連携して途切れのない支援が適切に提供されるよう、県内4地域で構築された医療的ケア児・者に係る地域ネットワークにおいて、支援者支援や地域づくりをめざしたスーパーバイズ機能を構築・推進します。

精神障がい者については、地域における保健、医療、福祉等の一体的な取組の下、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

3 防災・防犯対策の充実

自然災害等の発生時に要配慮者の安心・安全を確保できるよう、社会福祉施設等における避難確保計画等の策定や計画に基づく訓練の実施を促すなど、地域や事業所・施設における防災対策を推進します。

また、市町に対し、福祉避難所に関する感染症対策に対応した運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援するとともに、大規模災害発生時の三重DPAT(災害派遣精神医療チーム)および三重DWA T(災害派遣福祉チーム)派遣に備え、登録促進や登録員の養成、訓練等に取り組みます。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画(別冊1 P95~128)

令和2年5月に告示された国の基本指針に即して、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標(サービス見込量)等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で定めます。

成果目標や活動指標の具体的な数値等については、現在、各市町で検討中の障害福祉計画および障害児福祉計画の数値等と整合を図る必要があることから、最終案に明記します。

第4章 計画の推進(別冊1 P129~131)

福祉・医療・労働・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、三重県障害者施策推進協議会等における報告、検証、協議等を実施するなど、PDCAサイクルに基づき適切に進行管理を行います。

4 今後のスケジュール

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和2年 | 12月 | パブリックコメント実施(～令和3年1月)
社会福祉審議会で説明(中間案) |
| 令和3年 | 2月 | 障害者自立支援協議会で説明(最終案)
障害者施策推進協議会で説明(最終案)
障がい者差別解消支援協議会で説明(最終案) |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明(最終案)
計画の策定 |

(2) 「第2次三重県手話施策推進計画」(中間案)について

1 計画の位置づけ

「三重県手話施策推進計画」(以下「現計画」という。)は、「三重県手話言語条例」(以下「条例」という。)に基づき、県障害者計画(「みえ障がい者共生社会づくりプラン」)の一部として策定したもので、現計画に基づき手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成29年に策定した現計画は令和2年度末をもって終期を迎えることから、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「第2次三重県手話施策推進計画」(以下「次期計画」という。)を策定します。

このたび、三重県障害者施策推進協議会および手話施策推進部会等での議論をふまえ、中間案をとりまとめました。(別冊2のとおり)

2 次期計画策定のポイント

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」とであるという基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざします。

また、現計画の取組の検証及び新型コロナウイルス感染防止対策やICTを活用した新たな意思疎通支援の検討など、手話を取り巻く環境の変化をふまえ、以下の項目について取り組みます。

- ①手話通訳者の人材育成
- ②遠隔手話相談・遠隔手話通訳サービス等の利用促進
- ③災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進と締結市町との連携
- ④手話の普及・啓発

3 次期計画(中間案)の概要

第1章 計画の策定にあたって(別冊2 P1~7)

現計画で残された課題と手話を取り巻く環境の変化をふまえつつ、現計画の基本的認識及び基本理念、施策体系を継承し、次期計画を策定します。

なお、次期計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画(「みえ障がい者共生社会づくりプラン」)の一部として策定します。

第2章 施策の展開（別冊2 P8～16）

1 基本的施策と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

- (1) 県政情報の手話による発信等
 - ・手話付きテレビ情報番組の制作・放映
 - ・知事定例記者会見等における手話通訳の実施
 - ・県のイベント・会議等における情報保障の確保 等
- (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
 - ・三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施
 - ・ICT等を活用した意思疎通支援についての周知・検討 等
- (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置
 - ・聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進
 - ・災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進及び協定締結市町との連携 等

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

- (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充
 - ・手話通訳者等の派遣事業の実施
 - ・手話通訳者の人材育成の推進
 - ・手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進 等

施策3：手話の普及等【条例第10条】

- (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載
 - ・イベント等を活用した手話の普及啓発
 - ・県民向け手話講座の開催
 - ・手話サークル団体の情報提供等 等
- (2) 県職員に対する手話研修等の実施
 - ・県職員及び市町職員に対する研修の実施 等
- (3) 幼児児童生徒及び学生に対する手話学習の取組促進
 - ・手話を学ぶ取組の実施
 - ・手話についての理解啓発の促進 等

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

- (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
 - ・ろう児に対する手話教育の環境整備 等
- (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
 - ・保護者に対する手話講習会等の実施
- (3) 聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 等

施策5：事業者への支援【条例第12条】

(1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

- ・雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知
- ・観光施設等における情報保障の推進 等

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

- ・手話に関する調査研究への協力

第3章 計画の推進（別冊2 P17～18）

次期計画の基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力するとともに、県の福祉、教育、労働などの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。また、PDCAサイクルにより適切な進行管理を行います。

4 次期計画における主な取組

(1) ICT等を活用した意思疎通支援についての周知・検討

コロナ禍での情報アクセシビリティの向上にも資するよう、遠隔手話相談、遠隔手話通訳サービス及び今後導入が予定されている電話リレーサービスを含めたICT等を活用した意思疎通支援について、周知を図ります。

また、行政窓口等における遠隔手話通訳サービスの活用等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。

(2) 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進及び協定締結市町との連携

災害発生時に聴覚障がい者に対し手話等による支援等を行えるよう、三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進します。

また、聴覚障害者支援センターにおいて、災害時における聴覚障がい者支援に関する協定を締結した市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。

(3) 手話通訳者の人材育成の推進・手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施

ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、地域バランスも考慮しながら手話通訳者養成講座を開催するとともに、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。

また、手話奉仕員から手話通訳者へのステップアップが進むよう市町に働きかけます。

(4) イベント等を活用した手話の普及啓発

次代を担う子どもたちに手話に興味を持ってもらうため、関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策への配慮やDXの動向も把握しながら取組を進めます。

5 今後のスケジュール

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和2年 | 12月 | パブリックコメント実施（～令和3年1月）
社会福祉審議会で説明（中間案） |
| 令和3年 | 2月 | 障害者施策推進協議会手話施策推進部会で説明（最終案）
障害者施策推進協議会で説明（最終案）
障がい者差別解消支援協議会で説明（最終案） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）
計画の策定 |

(3) 次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(中間案)について

1 計画策定の経緯

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく高齢者福祉計画を一体とした計画で、高齢者への福祉サービス全般に係る事項を対象とするとともに、市町が策定する介護保険事業計画をふまえて、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めたものです。

平成12年度以降、3年ごとに改定を行っており、平成30年度からの現行計画は令和2年度末をもって期間を終了することから、このたび、三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の議論をふまえ、別冊3のとおり次期計画の中間案をとりまとめました。

2 計画策定のポイント

次期計画は、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、「認知症施策の推進」と「地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保および業務効率化の取組」を新たな柱として加え、6本柱からなる構成としています。

<次期計画における取組の構成>

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 介護サービス基盤の整備 | 2 地域包括ケアシステム推進のための支援 |
| 3 認知症施策の推進 | 4 安全安心のまちづくり |

1・2・3・4を下支え

- | |
|------------------------------------|
| 5 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保および業務効率化の取組 |
| 6 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化 |

3 中間案の概要

第1章 プラン策定の基本方針(別冊3 P1~P11)

プランのめざす方向は、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる社会」であり、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ることとしています。

また、プランの策定にあたっては、「三重県医療計画」との整合性を図ります。

第2章 プラン策定にあたっての考え方(別冊3 P13~P28)

(1) 高齢者の現状(別冊3 P14~P17)

令和元(2019)年10月1日現在の65歳以上人口は、約52万3千人(高齢

化率 29.7%) であり、令和 7 (2025) 年に約 53 万 4 千人 (同 31.2%)、令和 22 (2040) 年に約 55 万 4 千人 (同 36.9%) に達する見込みです。

また、認知症高齢者も令和 7 (2025) 年に約 10 万人、令和 22 (2040) 年に約 12 万人になると見込まれています。

(2) 高齢者を取り巻く状況 (別冊 3 P18~P21)

介護に対する県民の意識調査の結果、介護が必要となった場合に介護を受けたい場所については、約 46%が自宅と答え、介護保険施設や有料老人ホーム等と答えた方は約 36%でした。

また、家族に介護が必要となった場合に介護を受けさせたい場所については、約 45%が自宅と答え、介護保険施設や有料老人ホーム等と答えた方は約 42%となっています。自分自身の場合も、家族の場合も、介護の場所に関する意向に大きな違いはない状況です。

(3) 計画の考え方 (別冊 3 P22~P28)

市町等は保険者として介護保険制度における主導的な役割を果たしており、県は広域的な観点から地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、市町等が地域の実情に応じた施策を実施できるよう支援します。

令和 2 (2020) 年 6 月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法についても地域共生社会の実現に資するよう改正されたことから、次期計画はこの改正の趣旨をふまえたものとしています。

第 3 章 具体的な取組 (別冊 3 P29~P197)

(1) 介護サービス基盤の整備 (別冊 6 P30~P53)

- ・入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- ・介護療養型医療施設が「介護医療院」等へ円滑に転換等を行えるよう支援します。

(2) 地域包括ケアシステム推進のための支援 (別冊 3 P54~P92)

① 地域包括支援センターの機能強化

- ・研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザー派遣などを行い、機能強化に努めます。

② 介護予防・生活支援サービスの充実

- ・介護予防活動の地域展開をめざして、機能の多様化や他事業との連携等により、通いの場の一層の充実を図ります。
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用し、その評価指標を用いて各市町の取組

状況等の把握や地域課題の分析を定期的実施し、P D C A サイクルに沿った事業の推進を支援します。

- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、データ分析、事業・企画立案等について、市町の取組を支援します。
- ・ 生活支援コーディネーターを養成するための研修会を開催するとともに、就労的活動支援についても周知啓発を行い、ボランティア活動や就労的活動を通じた高齢者の社会参加の促進を図ります。

③在宅医療・介護連携の推進

- ・ 市町が在宅医療・介護連携について課題解決を図り、P D C A サイクルに沿った取組を進めることができるよう、伴走型の支援を行います。
- ・ A C P (アドバンス・ケア・プランニング)に係る普及啓発に取り組みます。
- ・ 要介護者等に対するリハビリテーションサービスについて、地域分析に基づいて、提供体制や連携体制の構築に取り組みます。

(3) 認知症施策の推進 (別冊3 P93~P113)

①地域支援体制の強化と普及啓発～「共生」の取組

- ・ 認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。
- ・ 地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジの構築を支援します。
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターを中心に、若年性認知症の人とその家族に対する切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

②医療・介護サービスの充実と予防～「予防」の取組

- ・ S I B (ソーシャル・インパクト・ボンド)を活用した認知症予防について、市町との共同事業の導入に取り組みます。
- ・ レセプトデータを活用した早期介入事業について、モデル地域以外でも展開できるよう取組を進め、情報発信を行います。
- ・ 認知症 I T スクリーニングを実施し、認知症の早期診療・介入を行う地域をさらに拡大し、事業の広域展開を進めます。
- ・ 認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員について、活動に係る先進事例の情報提供や情報交換の場の設置等の支援を行い、資質の向上を図ります。

(4) 安全安心のまちづくり (別冊3 P114~P153)

- ・ 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町による成年後見制度の利用促進に関する施策に係る基本的な計画の策定や、地域連携ネットワークの中核となる機関の設置等について支援します。

- ・地震や土砂災害等により、高齢者や高齢者施設が被災する例が頻発していることから、防災対策や安心して過ごせる場の確保の取組を進めます。
- ・関係福祉団体等と連携し、三重県災害福祉支援ネットワーク（三重県DWA T）チーム員のさらなる募集、研修、訓練を行うとともに、県外からの介護職員等の受入体制を整備します。
- ・介護事業所等における感染症防止対策について必要な支援を行うとともに、高齢者入所施設が介護サービスを継続できるよう、関係団体と連携し、感染症発生時における応援体制の強化に取り組みます。

(5) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保および業務効率化の取組
(別冊3 P154～P172)

①介護人材の確保・定着

- ・介護未経験者が介護に関する基本的な知識・技術を学ぶ入門的研修を実施し、介護分野への多様な人材の参入を促進します。
- ・介護職員等の離職防止のための相談体制の整備を進めるとともに、介護助手を含めた介護人材の参入環境の整備・定着促進を支援します。
- ・外国人介護人材が県内の介護現場において、円滑に就労・定着できるように、技能実習生および1号特定技能外国人の介護技能向上等のための集合研修を実施します。

②介護職員等の養成および資質向上

- ・社会福祉施設職員の資質向上のための研修事業を行う三重県社会福祉協議会に対して、研修実施のために必要な支援を行い、キャリアパス対応生涯研修、業種別研修、課題別専門研修等を実施します。

③介護の担い手に関する取組

- ・地域の元気高齢者が介護助手として介護職員の周辺業務を担うことで、介護職員の負担軽減と専門職化が可能となる介護助手の導入を推進します。

④業務効率化の取組

- ・介護職場における業務仕分け（介護の専門性の高い業務とその周辺業務）を行ない、介護職場の業務の効率化を図ります。
- ・介護現場におけるICTや介護ロボットの導入支援を行い、職場環境の改善や介護従事者の負担軽減に取り組みます。

(6) 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化（別冊3 P173～P197）

- ・介護保険制度の円滑な運営に資するため、保険者に対し必要な助言を行うとともに、介護給付費負担金の負担を通じて適切な財政運営を支援します。
- ・介護給付の適正化に向け、市町が行うケアプランや給付実績を活用した点検等の取組について、研修会の開催、アドバイザーの派遣等により支援します。

第4章 地域医療構想区域ごとの概況（別冊3 P199～P200）

サービス量や費用の見込み等をふまえ、8つの地域医療構想区域ごとの現状と今後の方向性について記載します。

なお、現在は、市町においてサービス量等を検討している段階であるため、最終案において報告します。

第5章 計画の目標（別冊3 P201～P202）

プランの大きな柱ごとの目標値について記述することとします。

なお、中間案には指標を記述しており、目標値は最終案において報告します。

4 今後の予定

- | | |
|---------|------------------------|
| 令和2年12月 | パブリックコメントの実施（～令和3年1月） |
| 令和3年2月 | 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（最終案） |
| 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案） |
| 3月末 | 次期計画の策定 |

(4) ひきこもり対策の総合支援の推進について

1 基本的な考え方

(1) 現状と課題

社会経済情勢の変化や人々の価値観の多様化などを背景に、地域コミュニティが脆弱化し家族や地域社会等との絆が希薄となる中で、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で生活し続けることが困難な状況が生じており、「8050」問題など「ひきこもり」が大きな社会問題として顕在化しています。

こうした中、県では、「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現をめざし、課題を全体的に捉え、包括的な支援体制の構築を進めるため、昨年度に「三重県地域福祉支援計画」を策定し、「生きづらさを抱えている人」を取り組むべき対象として捉え、その中で「ひきこもり」を明確に位置付けるとともに、相談支援や市町の人材育成等のひきこもり対策の取組を進めていたところです。

近年、ひきこもりが社会問題となっている背景には、本人の精神保健分野の課題だけでなく、虐待、不登校、就労、加齢、障がい、疾病等、個別のケース毎に原因が異なり、あるいは重なったり、そこに少子化、高齢化、核家族化、地域コミュニティの機能低下という社会変化が加わり、課題が複雑化・深刻化・長期化している実態があります。

また、ひきこもりに関しては、その実態や支援ニーズ等が十分に把握できておらず、市町等における相談支援や居場所などの社会資源も不足しています。

さらに、コロナ禍での失業や休業等により、ひきこもり等課題を抱える方が社会と接する機会がさらに減り、孤立感が深まるなど、これまで以上にひきこもりが重大な社会問題になる可能性があり、市町に対する側面支援と専門支援のさらなる強化が必要です。

(2) ひきこもり対策の総合支援の推進に関する新たな計画の策定

ひきこもり対策については、従来からの延長線上だけで捉えるのではなく、分野横断する重要施策として捉え、総合的に推進する必要があることから、県や市町をはじめ支援に関する団体の役割と責任を明確にしたひきこもりに特化する推進計画を策定します。

また、ひきこもり対策は、地域社会で地域づくりと連携しながら包括的、重層的に取り組む必要があり、産官学民が分野を超えて連携し、分野横断的、包括的、重層的な視点を重視し、具体的な取組とその成果目標を定めた推進計画を策定していきます。

2 取組の方向性

(1) 対策方針の策定

庁内検討会議において、各関係部局のひきこもり対策に関連した取組の実態把握、市町における対策の状況、他県・先進自治体の取組事例なども参考にしながら、計画における対策の骨子を示した「対策方針」を今年度中に策定します。

(2) 外部有識者による検討委員会の設置

「対策方針」をふまえ、計画の策定に向けて、外部有識者を含めた検討委員会を設置し、推進計画の策定を進めます。

(3) 実態把握のための調査の実施

推進計画を実効性のあるものとするためには、県内のひきこもりの実態を把握することが不可欠であることから、効果的な手法を検討したうえで、民生委員・児童委員の協力を得ながら実態を把握するための調査を実施します。

(4) 推進体制等

さまざまな機関と連携した取組を総合的に推進するため、庁内体制についても、その策定プロセスにおいて検討を行い、新たな計画に基づく対策に取り組むとともに、外部有識者を含めた推進委員会の設置により、計画の進捗管理のしくみを構築します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年	3月	庁内検討会議における「対策方針」策定
	5月	計画策定に向けた検討委員会の設置
	6～9月	ひきこもりに関する実態調査の実施、集計・分析
	10月	中間案とりまとめ（第2回検討委員会）
	11～12月	パブリックコメント実施 社会福祉審議会の意見聴取
令和4年	2月	最終案とりまとめ（第3回検討委員会）
	3月	県議会報告、計画策定（公表）
	4月	計画の推進